

令和7年度 糸魚川市医師養成資金貸与制度のご案内

医師養成資金は、将来、糸魚川市の地域医療を担おうとする意欲のある医学生に対し、糸魚川市が貸与するものです。制度概要や返還の免除要件等は次のとおりです。

貸与額・採用人数・応募資格等			
貸与額	月額 30万円(上限)	採用人員	若干名
貸与期間	貸与申請の月から卒業の月まで（正規の修業年限に限る）		
応募資格	大学(自治医科大学を除く)の学生で医学(歯学科、獣医学科を除く)を専攻する者で、卒業後、糸魚川市内の病院に医師として勤務する意思を有している方。 注1 入学生だけでなく、2年生以上の在學生も応募できます。(大学院生は除きます。) 注2 糸魚川市出身以外の方も応募できます。 注3 他の同種の修学資金を受けていない方(見込みのない方)。		

募 集 期 間	
募集期間	令和7年4月1日から募集を開始します。 応募がない場合は、予算に応じて随時受け付けます。

応 募 方 法	
申請書類	下記申請書類を市民部健康増進課健康づくり係宛に持参、又は書留郵便により提出してください。 ① 医師養成資金貸与申請書(住所欄は住民登録地)(様式第1号) ② 誓約書(住所欄は住民登録地)(様式第2号)※添付書類として、連帯保証人(2名)の印鑑証明書及び所得証明書、住民税納税証明書。 ③ 在学証明書 ※入学後速やかに提出してください。入学前に申請される方は、入学手続き等の書類を提出し、入学後改めて在学証明書を提出してください。 ④ 学業成績表 ※高等学校の成績表。大学等に入学後1年を経過している場合には、大学等の直近の成績表も提出。 ⑤ 履歴書 市販の用紙にすべての項目(現住所欄はお住まいの住所)を記入し、写真を貼ってください。 注1 提出された書類は、医師養成資金の貸与に関する目的以外の用途には使用しません。 また、提出された書類は返却しません。 注2 在学中は毎年度当初に、貸与申請書及び直近の在学証明書、成績証明書を提出してください。
連帯保証人	申請には2人の保証人が必要です。 ① 貸与を受けようとする人が未成年の場合は、保証人のうち1人を法定代理人とし、成年者である場合は、保証人のうち1人を3親等以内の方とします。 ② 独立して生計を営み、養成資金の返還の責を負うことができる程度の資力を要する成人の方を保証人として立ててください。
選考方法	書類による審査及び面接等により修学生を選考します。
その他申請時の留意事項	在学中に市内病院の見学を行うなど、病院や市と連絡をお取りいただくため、携帯電話番号及びメールアドレス等を提示いただきます。あらかじめご承知ください。

養成資金の返還の免除要件等

修学生が、次の条件をすべて満たしたときは、月額貸与金の返済債務の全額を免除します。	
医師免許	大学を卒業した後、2年以内に医師の免許を取得することが必要です。
臨床研修	医師免許取得後、速やかに市内の病院又は市が指定する病院で卒後臨床研修に従事することが必要です。
勤務する医療機関の指定等	卒後臨床研修終了後、速やかに次の医療に従事することが必要です。 ○ 従事する医療分野 救急医療(内科、外科、整形外科、脳神経外科など。)周産期医療(産婦人科)、小児医療(小児科)、その他市長が特に必要と認める医療 ○ 勤務する医療機関 市内の病院
義務年限	貸与期間の1.5倍に相当する期間、従事する必要があります。 注1 義務年限には、卒後臨床研修期間(2年間)を含みます。 注2 義務履行期間中に出産、市外での研修などやむを得ない理由により市内での勤務が困難になった場合は、事前に承認を得ることで義務履行期間の進行を停止することができます。(ただし、停止した期間は義務履行年限には算入されません。)
本人の死亡等	○ 義務履行期間中に本人が死亡したとき、又は職務に起因する心身の故障のため、職務を継続することができなくなったときは、月額貸与金の返済債務の全額を免除します。 ○ 修学生が死亡又は心身の故障により、養成資金の返還が困難となったときは月額貸与金の返済債務の全額若しくは一部の返還を免除します。

貸与の取消し、停止及び保留等

貸与の取消し	修学生が次のいずれかに該当したとき以降の貸与を取り消します。 ① 退学したとき。 ② 心身の故障のため学業を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。 ③ 学業の成績が著しく不良となつたと認められるとき。 ④ 養成資金の貸与を受けることを辞退したとき。 ⑤ 死亡したとき。 ⑥ その他修学生として適当でないと認められるとき。
貸与の停止	休学し、又は停学の処分を受けたときは、これに該当する期間の月分は貸与しません。
貸与の保留	正当な理由がないのに定められた書類等を提出しないときは、原因がなくなるまで貸与を見合わせます。

養成資金の返還等

返還しなければならない場合	修学生は、次のいずれかに該当したときは、貸与を受けた養成資金の全額に利息を付した額を、その事由が生じた日から24か月以内に一括返還しなければなりません。 ① 医師養成資金の貸与を取り消されたとき。(前記「貸与の取消し」参照) ② 医師の免許の取得後、速やかに、市内の病院若しくは市長が指定する病院で臨床研修を受けなかったとき。 ③ 市内の病院の常時勤務医師でなくなったとき、又は特定医療診療科業務に従事する医師でなくなったとき。 ④ 大学を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。
返還利息	返還利息は、各月の貸与額に、その交付を受けた日から養成資金の交付を最後に受けた日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で算定した額とします。
延滞利息	正当な理由がなく、定める期限までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で算定した延滞利息が課されます。
返還の一部免除	修学生は、次のいずれかに該当したときは、貸与を受けた養成資金の返還の債務(利息の返還債務を含む。)の一部を免除することができます。 ① 卒業後5年以内において、市内の病院における在職期間が3年以上の場合。 ② 修学生が死亡又は心身の故障により養成資金を返還することが困難となったとき。 (返還を免除できる額は、次のように計算します。) 「返還免除額」＝「返還総額」×(「従事勤務期間」／「義務履行期間」)

先輩医師(市外出身貸与者)の声

糸魚川について

- ・思ったほど雪は降らない印象。
- ・店舗は少ないが、生活に支障はない。
- ・過ごしやすい。

貸与制度について

- ・糸魚川市の貸与額は十分魅力がある。
- ・貸与を受けたことが縁で、この病院に勤務できてよかった。

修学資金の使い道

- ・学費と生活費を全て賄うことができた。(公立大学)
- ・主に教材費に使った。ビデオ講座受講代(数十万円)、教材となる本は1冊1万円以上だが、多く購入できた。
- ・アルバイトをしなくて済んだので、勉強に集中できた。

貸与予定の医学生へ

- ・自分が目指す分野を見据えて借りること。
- ・貸与を受けるには、将来に向けて思い切りも大事。自分は受けてよかった。
- ・勤める場所にこだわりがなければ利用を勧めたい。

申請先・お問い合わせ先

(申請先) 糸魚川市市民部健康増進課

〒941-8501 糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市役所 市民部健康増進課 健康づくり係

TEL:025-552-1511(内線2152)

FAX:025-552-1066

E-mail:kenko@city.itoigawa.lg.jp

糸魚川市HP

